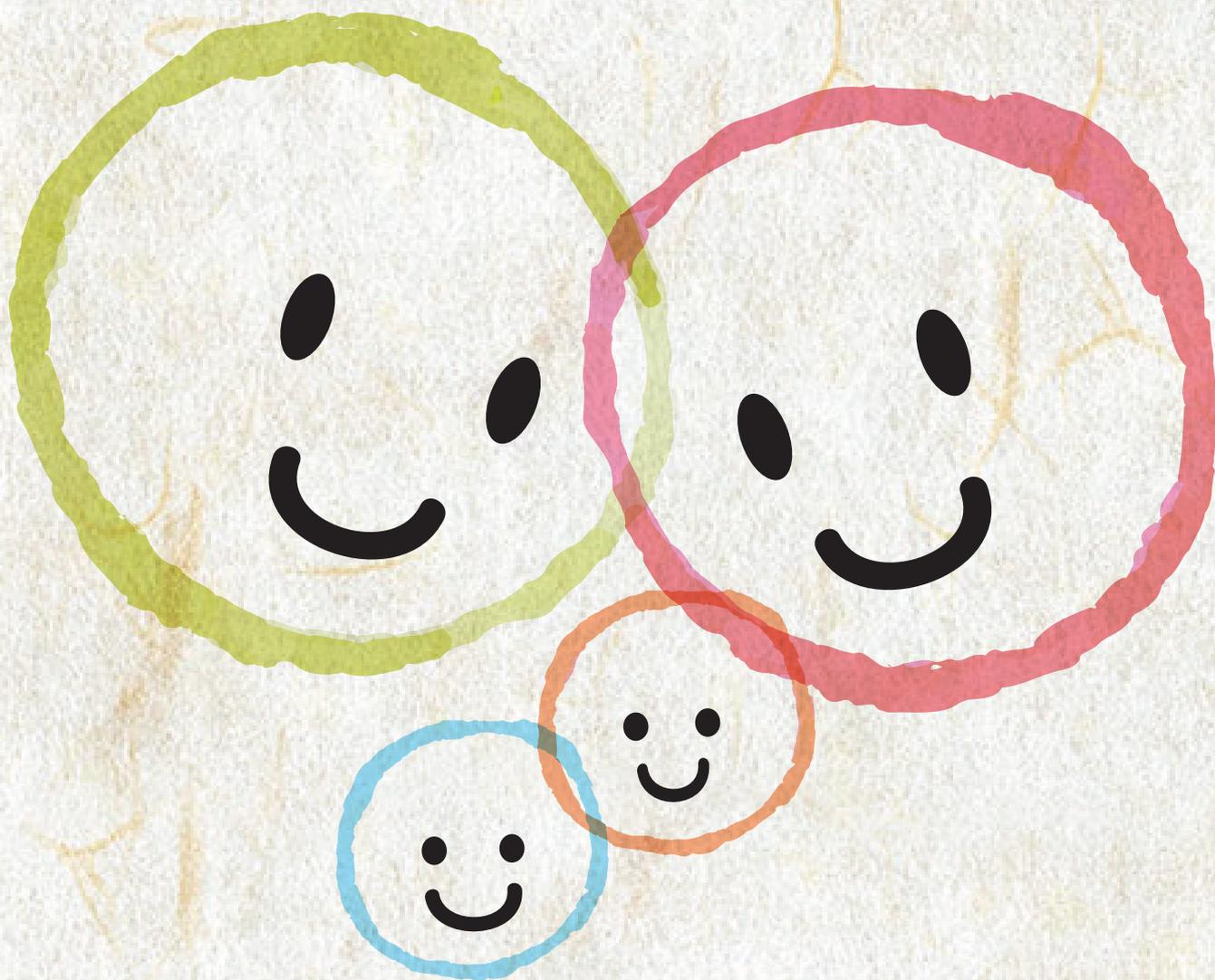


おうみ **男女共同参画**
Omihachiman City

概要版

はちまん2030 プラン

男女共同参画近江八幡市行動計画



令和3(2021)年4月

男女共同参画おうみはちまん2030プランって？

あらゆる人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、近江八幡市における取組を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画です。

2030プランは、「男女共同参画社会基本法」及び「近江八幡市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画計画として位置づけるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定された市町村推進計画として位置づけます。

2030プランの計画期間は令和3（2021）年度から、令和12（2030）年度までの10年間です。

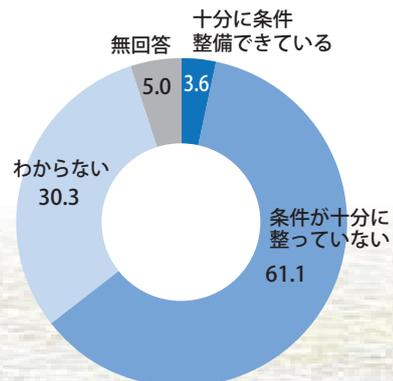
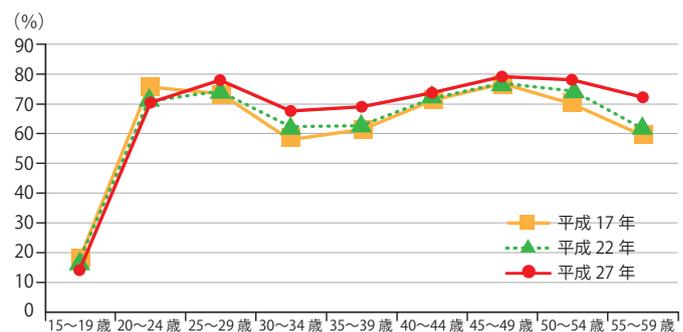
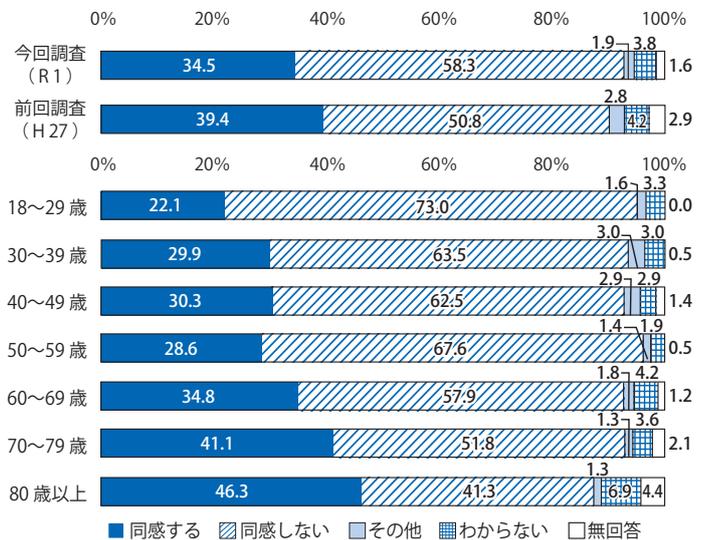


近江八幡市の男女共同参画の現状

- ▶「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識については、前回調査(H27)より『同感しない』割合が増加しています。
- ▶年代別にみると、概ね年代が上がるにつれ、『同感する』割合が高くなる傾向がみられます。

- ▶女性の労働力率をみると、30～34歳で他の年代よりも労働力率が低くなるM字カーブを描いているものの、年々労働力率は上昇しており、カーブは緩やかになりつつあります。

- ▶女性の社会進出については、「条件が十分に整っていない」が6割以上を占めています。



計画の体系

めざす姿 一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡

基本目標Ⅰ

一人ひとりの人権を尊重する意識づくり

重要課題Ⅰ 男女共同参画に関する学習機会の充実

重要課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動

重要課題Ⅲ 保育・教育の場における男女共同参画への配慮

重要課題Ⅳ 多様な価値観や生き方の理解促進

基本目標Ⅱ

誰もが個性と能力を
発揮し活躍できる
環境づくり

重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

重要課題Ⅱ 働く場での男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ

誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

重要課題Ⅱ 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備

基本目標Ⅳ

共に担い支えあう
家庭・地域づくり

重要課題Ⅰ 子育て・介護に係る支援施策の充実

重要課題Ⅱ 地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大

重要課題Ⅲ 防災分野での男女共同参画の推進

推進体制

計画推進のための
基盤の強化・充実

重要課題Ⅰ 庁内推進体制の整備、強化

重要課題Ⅱ 計画の進捗管理及び評価

重要課題Ⅲ 市民、関係団体との協働

基本目標 I：一人ひとりの人権を尊重する意識づくり

市民一人ひとりの人権を尊重し、男女共同参画についての正しい理解やその必要性を理解するための広報・啓発・学習機会の提供等を推進します。

重要課題 1 男女共同参画に関する学習機会の充実

(1) 生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進

- 学習機会の提供・充実
- 教育・学習の場に参加できるようにするための環境の整備

重要課題 2 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動

(1) 男女共同参画のための広報・啓発活動の推進

- 男女平等意識を高めるための啓発活動や広報、情報提供の積極的な展開
- 男女共同参画に関する調査・研究・情報収集
- 市の刊行物等の男女平等の視点に立った表現の推進
- メディア・リテラシーの向上

(2) 家庭・地域における男女共同参画のための意識啓発

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発
- 家族が協力して家庭生活を営むための意識啓発と学習機会の提供
- 男女による地域参画の意識啓発
- 男女による介護参画の意識啓発

重要課題 3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮

(1) 学校等における男女共同参画教育の充実

- 発達段階に応じた学習指導の充実
- 副読本の活用
- 性の多様性に配慮した環境の整備

(2) 保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ

- 保護者への意識啓発

重要課題 4 多様な価値観や生き方の理解促進

(1) 人権を尊重する社会づくりのための意識啓発

- 多様な性のあり方の尊重
- 性的指向や性自認に関する相談支援の充実
- 高齢者、障がい者等の人権の尊重

(2) 国際的な取組との協調

- 異文化理解や国際的な人権感覚の育成

目標値

	指 標	基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
1	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合(市民意識調査)	58.3%	80%
2	男女共同参画に関するイベントへの参加者数	—	200人

基本目標Ⅱ：誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり

性別に関わらず、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するために、様々な分野における男女共同参画をさらに拡大していくため、政策・方針決定の場における女性の登用の促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、取組を一層推進します。

重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

(1) 審議会等への女性の登用

- 審議会等の女性委員の積極的登用の促進

(2) 企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画促進

- 事業所に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報提供と啓発
- 各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進に向けた働きかけ

重要課題Ⅱ 働く場での男女共同参画の推進

(1) 多様な生き方や能力を発揮するための支援

- 労働に関する法制度等の周知
- 働く場での意識改革の推進
- 様々なハラスメント防止に対する取組の充実
- 「農山漁村女性の日」(3月10日)の活動を通じての社会的機運の醸成
- 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

(2) 女性の就労支援、女性の管理職登用に向けた事業所への啓発

- 女性の就労に関する様々な情報提供
- キャリアカウンセリング等の相談事業
- 女性の管理職登用の推進

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり

- 育児・介護のための休業取得の男女平等の推進
- 過労働の防止
- 多様な就業ニーズへの対応
- テレワークの活用促進に向けた啓発

(4) 女性の創業に向けた支援

- 創業に向けた講座や交流の場の充実

目標値

指 標		基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
1	審議会等における女性委員の割合が40～60%である審議会等の割合	26.7%	50%
2	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(近江八幡市企業登録数)	33事業所	70事業所
3	25～44歳までの女性の労働力率(国勢調査)	—	73%
4	職場で男女の地位が平等と考える市民の割合(市民意識調査)	30.6%	50%
5	女性が1人もいない審議会	8件	0件

基本目標Ⅲ：誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

多様化する暴力について、重大な人権侵害であるという認識を共有し、暴力根絶に向けた基盤づくりの強化を図るとともに、相談支援手法を充実します。

重要課題1 あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

(1) 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成

- 暴力及びハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発
- 性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供
- 犯罪防止に向けた情報提供の充実

(2) 暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援

- 暴力及びハラスメントに関する相談先の広報・啓発
- 暴力及びハラスメント被害者に対する相談、支援体制の充実
- 配偶者等からの暴力及びハラスメント等被害者に対する相談、支援体制の充実
- 新たな相談手法の検討

重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備

(1) 各種相談体制の整備・充実

- 子育てに関する相談体制の充実
- 障がい者に関する相談体制の充実
- 高齢者に関する相談体制の充実
- 外国人住民に関する相談体制の充実

(2) 多様な性の尊重と生涯にわたる健康支援

- 多様な性に関する学習機会の充実
- 年齢に応じた健康に対する啓発

目標値

指 標		基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
1	「デートDV(用語)」の認知度(市民意識調査)	35.2%	70%
2	男女間の暴力に関する相談先をひとつも知らない人の割合(市民意識調査)	10.5%	0%

ひとりで悩まないで!

暴力にはさまざまな種類があります。

- ①身体的暴力：殴る、蹴る、物を投げつけるなど、直接相手の身体を傷つける
- ②精神的暴力：大声でどなる、ばかにするなど、心無い言動で相手の心を傷つける
- ③性的暴力：性行為を強要する、避妊に協力しないなど同意のない性行為を相手に強要する
- ④経済的暴力：生活費を渡さない、仕事を制限するなど相手を経済的に苦しめる

暴力は**重大な人権侵害**です。ひとりで悩まず、相談しましょう。

- 内閣府「DV相談+(プラス)」(電話：0120-279-889) ※メール・チャットも可能
- OG-NETしが「男女共同参画相談室」(電話：0748-37-8739)

基本目標Ⅳ：共に担い支えあう家庭・地域づくり

ワーク・ライフ・バランスの実現や活力ある地域社会の構築のために、男女が共に公平な立場で参画できる家庭・地域づくりに向けた取組を一層推進します。

重要課題 1 子育て・介護に係る支援施策の充実

- (1) 家庭での子育て支援
 - 男女の育児学習の推進
 - ひとり親家庭への支援
- (2) 地域ぐるみの子育て支援
 - 多様な子育て支援サービスの充実、体制の整備
 - 保護者の交流の場の提供
- (3) 介護負担を軽減する支援
 - 介護サービスの充実と情報提供
 - 介護者支援の充実

重要課題 2 地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大

- (1) 男女共同参画で取り組む地域活動の推進と支援
 - 男女が共に担う地域活動の推進
 - 男女共同参画推進員の設置による地域活動の推進
 - 女性リーダーの育成支援
 - 市民活動団体の活動支援
 - 高齢者の地域活動への参画支援
- (2) まちを守り、育てる諸活動における男女共同参画の推進
 - 男女共同参画による環境への取組

重要課題 3 防災分野での男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
 - 男女共同参画で取り組む災害に強いまちづくりの推進
 - 要配慮者への支援体制の確立

目標値

指 標		基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
1	女性の代表または副代表のいる自治会の割合	7.8%	15%
2	家庭生活での男女の地位が平等と考える市民の割合 (市民意識調査)	42.3%	70%
3	地域社会での男女の地位が平等と考える市民の割合 (市民意識調査)	30.8%	70%



男女共同参画 **概要版** **おらみはちまん2030**プラン 男女共同参画近江八幡市行動計画

長い歴史のなかでも、今ほど社会の変化が激しい時代はなかったと思います。親や祖父母世代が生きた時代と異なる価値観のなかで、より正確に言えば価値観が変わりゆく過渡期にあって、かつての価値観に時に引きずられながらも、より自由に一人ひとりが輝ける可能性を秘めた新しい価値観を社会で共有できることに大きな期待が寄せられています。

そうしたなか近江八幡市男女共同参画審議会では、市民アンケートの結果に耳を傾けつつ委員による活発な意見交換を経て、「男女共同参画おらみはちまん2030プラン」をまとめました。それぞれの言葉に深い思いを込めたこのプランをお読みいただき、皆様の幸せな未来に繋がることを心から願っております。

近江八幡市男女共同参画審議会

(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)

令和3(2021)年4月 発行：近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

電話：0748-36-5881 FAX：0748-36-5553